

専決処分第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決する。

平成29年2月7日

四万十町長 中尾 博憲

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|---|-----|
| 1 | 相手方 | 住所 | (略) |
| | | 氏名 | (略) |
| 2 | 事故の概要 | 平成28年10月14日午前7時35分頃、昭和小学校及び十川中学校の児童、生徒をスクールバスで輸送中、町道大井川八木線の狭いカーブで対向車と接触し、車体を損傷した。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金47,500円
内訳（車両損害額） | |